



2025 年 6 月 25 日

各 位

会社名 帝人株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂
(コード番号 3401 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部副部長
(IR 担当)
三上 哲司
(TEL 03-3506-4395)

譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 譲渡制限付株式報酬

(1) 払 込 期 日	2025 年 7 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 87,815 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,165.5 円
(4) 処 分 総 額	102,348,383 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く） 3 名 18,083 株 帝人グループ執行役員 12 名 34,567 株 ミッション・エグゼクティブ 5 名 19,434 株 海外グループ会社の役員 4 名 15,731 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(2) 業績連動型株式報酬

(1) 払 込 期 日	2025 年 7 月 22 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 83,273 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,165.5 円
(4) 処 分 総 額	97,054,682 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く） 3 名 15,670 株 帝人グループ執行役員 9 名 21,717 株 ミッション・エグゼクティブ（退任者 1 名含む） 9 名 33,920 株 海外グループ会社の役員 4 名 11,966 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の執行役員を兼務する社内取締役、帝人グループ執行役員及びミッション・エグゼクティブ（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）を対象として、コーポレート・ガバナンス、ステークホルダーの視点及び中長期視点（サステナビリティ、ESG）での企業価値創造をさらに強化すること、並びに譲渡制限解除時の納税資金対応を導入し株式報酬制度の運用性を高めることにより株式価値増大への貢献意欲を促進する目的に加え、対象取締役等のうち、当社がグローバル企業として日本以外の地域を対象とした報酬制度を適用する対象取締役等（日本以外の帝人グループ会社と雇用契約等の契約を締結し当該会社を原籍とする当社の対象取締役等。以下「海外制度対象取締役等」といいます。）への対応も踏まえた当社の役員報酬制度を確立すること等を目的に、「譲渡制限付株式報酬制度」及び「業績連動型株式報酬制度」（以下、総称して「取締役等向け株式報酬制度」といいます。）を導入しております。

また、当社は、日本以外の帝人グループ会社と雇用契約等の契約を締結し当該会社を原籍とするミッション・エグゼクティブ（ただし、海外制度対象取締役等を除く。以下、同じです。）及び当該会社の役員（以下、「海外グループ会社対象者」といいます。）を対象として、当社の中期経営計画の達成や中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、ステークホルダーとの一層の価値共有を進めることを目的に、上記「取締役等向け株式報酬制度」とは別に、「譲渡制限付株式報酬制度」及び「業績連動型株式報酬制度」（以下、「海外グループ会社対象者向け株式報酬制度」といい、「取締役等向け株式報酬制度」と総称して「本制度」といいます。）を導入しております。

本自己株式処分は、対象取締役等（海外制度対象取締役等を含む）及び海外グループ会社対象者（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対する本制度を踏まえ、2025年6月25日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

なお、本制度の内容は以下の通りです。

3. 本制度の内容

（1）譲渡制限付株式報酬制度

1) 譲渡制限付株式報酬制度の概要

取締役等向け譲渡制限付株式報酬制度

対象取締役等に対し、1事業年度を支給対象年度として支給対象年度ごとに、当社の取締役会が予め定める一定期間の職務執行の対価として、当社の普通株式を交付し、かつ、株式ユニット（当該当社の普通株式に係る譲渡制限が解除された際又は当該当社の普通株式が交付された際に各対象取締役等に課される所得税等の納税資金確保を目的に支給するもので、1ユニットあたり、当社の普通株式1株当たりの株価に相当する金額の金銭の支給を当社から受けることができるものです。）を支給する事前交付型の株式報酬制度です。当社の普通株式と株式ユニットの交付割合は、各国の税制等を踏まえ、当社の普通株式の交付割合については50%～100%の範囲で算定され、株式ユニットの交付割合についてはその残部となります。

海外グループ会社対象者向け譲渡制限付株式報酬制度

海外グループ会社対象者に対し、1事業年度を支給対象年度として支給対象年度ごとに、当社の取締役会が予め定める一定期間の職務執行の対価として、当社の普通株式を交付する事前交付型の株式報酬制度です。

当社の普通株式の交付に当たっては、当社の普通株式の交付のための金銭債権を支給し、割当対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の交付を受けることとします。

割当対象者と当社は、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。

2) 譲渡制限付株式報酬に基づく譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限及びその期間

割当対象者のうち、対象取締役等（海外制度対象取締役等を除く）については、2025年7月22日より、原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間、海外制度対

象取締役等については、2025年7月22日より2028年7月21日までの3年間、海外グループ会社対象者については、2025年7月22日より2026年7月21日までの1年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により交付された当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）については、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者（海外グループ会社対象者を除く）が、2025年6月25日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前（但し、割当対象者（海外グループ会社対象者を除く）が本日時点において当社の取締役でない帝人グループ執行役員及びミッション・エグゼクティブの場合には、2025年4月1日から2026年3月31日と読み替える。また、海外グループ会社対象者の場合には、2025年7月22日から2026年7月21日と読み替える。以下、同じ。）までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部の本譲渡制限を解除する。ただし、海外グループ会社対象者については、日本以外の各国における納税時期も考慮し、本割当契約に基づき、本割当株式のうち納税額相当分について本譲渡制限期間中に本譲渡制限を解除することがある。

③ 退任時の取扱い

上記②の定めにかかわらず、割当対象者が本役務提供期間の満了前に、任期満了、定年、死亡その他の正当な理由（以下、単に「正当な理由」という。）により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、本割当株式については、当該退任の直後に本割当株式の一部（当該割当対象者の在任期間等を考慮し合理的に算定された数）の本譲渡制限を解除し、本譲渡制限を解除しない残部を当社が無償で取得する。なお、割当対象者が正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、割当対象者のうち、対象取締役等（海外制度対象取締役等を除く）が、正当な理由以外の理由による自己都合により取締役会が予め定める地位を退任した場合であって当社のCEOが認めた場合（当該対象取締役等（海外制度対象取締役等を除く）がCEOである場合には、取締役会が決議した場合。以下同じ。）、当社は本譲渡制限期間が3年を経過していない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記②の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（本譲渡制限期間満了時より前に効力発生日が到来するときに限る）には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、本譲渡制限が解除された直後の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間中において、割当対象者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、割当対象者について破産手続開始等の申立てがあった場合、割当対象者が当社の事前承諾なく当社グループの事業と競業する業務等に従事し、若しくは退任後に従事することが予定されていると当社のCEOが認めた場合、割当対象者において法令、当社の社内規程等の違反行為があったと当社のCEOが認めた場合等、一定の事由が生じた場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得することができる。

⑥ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（2）業績連動型株式報酬制度

1）業績連動型株式報酬制度の概要

取締役等向け業績連動型株式報酬制度

当社中期経営計画「帝人グループ 中期経営計画 2024-2025」の対象事業年度のうち1乃至複数の事業年度

からなる評価期間（以下「本業績評価期間」といいます。）と中期経営計画に掲げる経営指標の中から1乃至複数の業績評価指標を当社の取締役会において予め設定し、対象取締役等に対し、当該業績評価指標の目標の達成度等に応じた数の当社の普通株式を交付し、かつ、株式ユニット（当該当社の普通株式に係る譲渡制限が解除された際に各対象取締役等に課される所得税等の納税資金確保を目的に支給するもので、1 ユニットあたり、当社の普通株式1株当たりの株価に相当する金額の金銭の支給を当社から受けることができるものです。）を支給する事後交付型の株式報酬制度です。当社の普通株式と株式ユニットの交付割合は、各国の税制等を踏まえ、当社の普通株式の交付割合については50%～100%の範囲で算定され、株式ユニットの交付割合についてはその残部となります。

海外グループ会社対象者向け業績連動型株式報酬制度

当社中期経営計画「帝人グループ 中期経営計画 2024-2025」の対象事業年度のうち1乃至複数の事業年度からなる評価期間（以下「本業績評価期間」といいます。）と中期経営計画に掲げる経営指標の中から1乃至複数の業績評価指標を当社の取締役会において予め設定し、海外グループ会社対象者に対し、当該業績評価指標の目標の達成度等に応じた数の当社の普通株式を交付する事後交付型の株式報酬制度です。

当社の普通株式の交付に当たっては、当社の普通株式の交付のための金銭債権を支給し、割当対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の交付を受けることとします。

割当対象者と当社は、大要、以下の内容をその内容に含む業績連動型株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

2) 業績連動型株式報酬に基づく譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限及びその期間

割当対象者（ただし、海外制度対象取締役等及び海外グループ会社対象者を除く。以下、①～⑤において同じ。）は、本割当契約により交付された当社の普通株式（以下「本割当株式」という）については、2025年7月22日より原則として当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

なお、割当対象者のうち海外制度対象取締役等及び海外グループ会社対象者においては、本割当株式に対して本譲渡制限は付さない。

また、2025年7月22日の時点において、任期満了、定年、死亡その他の正当な理由（以下、単に「正当な理由」という。）により当社の取締役会が予め定める地位をすでに退任している割当対象者については、本割当株式の交付の時点で本譲渡制限期間が満了しているものとみなす。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部の本譲渡制限を解除する。

③ 退任時の取扱い

上記②の定めにかかわらず、割当対象者が正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合（ただし、正当な理由以外の自己都合による退任であって当社CEOが認めた場合（対象取締役等がCEOである場合には、取締役会が決議した場合。以下同じ。）を除く）、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

上記②の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（本譲渡制限期間満了時より前に効力発生日が到来するときに限る）には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

⑤ その他の無償取得事由

当社は、本譲渡制限期間中において、割当対象者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、割当対象者について破産手続開始等の申立てがあった場合、割当対象者が当社の事前承諾なく当社グループの事業と競業する業務等に従事し、若しくは退任後に従事することが予定されていると当社の CEO が認めた場合、割当対象者において法令、当社の社内規程等の違反行為があったと当社の CEO が認めた場合等、一定の事由が生じた場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得することができる。

⑥ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

4. 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して、割当対象者が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座または株式保管・売買担当会社が証券会社において開設した専用口座において管理され、割当対象者からの申し出があったとしても、専用口座で管理される割当対象者の振替は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座管理について当該証券会社及び当該株式保管・売買担当会社との間においても契約を締結しています。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提といたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,165.5円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上